

資料 1 - 1

びわこ東海道景観協議会における
今後のスケジュールについて

1 推奨ルール制度開始までのスケジュール

検討内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度～
屋外広告物の色彩	決定			
自家用広告物の高さ	決定			
電光可変式広告物 (デジタルサイネージ)	決定			
屋上広告物		決定		
非自家用広告物		決定		
推奨ルールの ガイドライン作成			作成	
周知方法	・窓口配布 ・両市HPへ掲載 ・両市広報誌へ掲載 ・滋賀県広告美術協働組合で周知			

2 協議会の今後あり方について

びわこ東海道景観協議会

(目的)

第2条 協議会は、大津市民と草津市民が互いに協力し、良好な景観の保全及び創造に取り組み、愛着と魅力あるものとして次世代へ手わたすため、また景観資源の活用及び良好な景観形成を持続的に推進していくため、市民、事業者、行政の三者協働のもと、様々な立場の関係者が共通の場で利害の異なる課題について協議及び調整し、両市共同の景観基本計画を検討するなど、課題解決を図ることを目的とする。

びわこ大津草津景観推進協議会

(協議会の目的)

第1条 この協議会は、大津市と草津市が広域的な観点から良好な景観の保全及び形成を図り、並びに景観を活(い)かした魅力あるまちづくりを推進するため、両市が共同して景観基本計画を策定し、並びに必要な事業の実施に関する事務（以下「広域的景観事務」という。）を管理し、及び執行することを目的とする。

取組内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度～
びわこ東海道 景観基本計画	策定		両市の景観計画への反映への検討			両市の景観計画で運用
屋外広告物 推奨ルール			ルールの検討		ガイドライン 作成	推奨ルールの運用

進捗状況
の確認

令和7年度以降、協議会のあり方を検討する